慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	債権譲受人の「第三者」性と基本的法律関係の処分
Sub Title	Essai sur l'opposabilité aux cessionnaires dans la cession de créance
Author	武川, 幸嗣(Mukawa, Koji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.1 (2015. 1) ,p.369- 392
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	池田真朗教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150128-0369

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

債権譲受人の「第三者」性と基本的法律関係の処分

武川幸嗣

Ⅰ. 序論
Ⅱ. 基本的法律関係の処分
1. 差押債権者の地位と基本的法律関係の消滅
2. 賃料債権の事前処分と基本的法律関係の移転
3. 小括
Ⅲ. 基本的法律関係の「消滅」型処分における債権譲受人の地位
1. 「消滅」型処分における関係当事者間の利益衡量
2. 第三者保護規定における債権譲受人の地位
Ⅳ. 結びにかえて

Ⅰ. 序論

債権の原因関係となる基本的法律関係の処分としては、弁済・相殺・免除などの終了事由のほか、無効・取消し・解除による消滅さらには、賃料債権については、賃貸不動産の譲渡にともなう賃貸借契約関係の移転などが挙げられる。そして、かかる債権に対して差押えが行われた場合、債務者はその効力が発生した後に被差押債権を変更・処分（ex. 弁済・相殺・免除・支払猶予・譲渡）することが禁じられるが、その原因関係である基本的法律

関係を変更・消滅させることは制限されない、と一般に解されている。この問題は、主として賃貸借契約上の賃料債権や雇用契約上の給料債権あるいは委任契約上の報酬債権のような継続的給付を目的とする債権を念頭に置いたものであり、近時の判例も、賃料債権に対する差押えにつき、差押えの効力発生後に賃貸借契約が終了したときは、信義に反すると認められる特段の事情がある場合を除き、差押債権者はその後に弁済期が到来する賃料債権を取り立てることができない旨を示した。(1) 他方において判例は、賃料債権につき差押えの効力が発生した後に賃貸不動産が譲渡された場合につき、異なる判断を行っている。(2)

このような帰結は、すぐれて差押えの効力あるいは差押債権者の地位に由来するものとさしあたりはいえようが、同様の問題は債権譲渡や債権質などにおいても生じ得るのであり、差押債権者と債権譲受人の地位の類似性にかんがみても、手続法上の問題としてのみならず、差押債権者および債権譲受人の保護の要否につき、実体法的にも明らかにすべきであると考えられる。この問題については、差押債権者・譲受人の保護と債務者・譲渡人および第三債務者の処分の自由との調和に関して、債務者の関与によらない差押えと、その意思に基づく債権譲渡との相違についても留意しながら考察する必要があろう。そして、このような検討課題を踏まえながら、実体法上の債権譲受人の地位についてあらためて考えることが求められよう。

そこで検討するに、債権譲渡における基本的法律関係の変更・消滅ないし処分と債権譲受人との関係については、第一に、債務者による原因関係上の抗弁対抗の可否が問われる。民法四六八条は、債務者が異議をとどめない承諾を行った場合を除き、(3) かかる抗弁事由の存在をもって債権譲受人に対抗することができるものと定めている。ここにいう抗弁事由が何を指すかについては一個の問題であるが、原因関係・基本的法律関係である契約の終了・消滅事由が広く含まれることにつき異論はないであろう。

第二に、債務者による異議をとどめない承諾がない場合であっても、契約の拘束力の有無に関する無効・取消

し・解除については、それぞれ消滅原因ごとに固有の第三者保護規定が設けられているところ、債権譲受人が民法九四条二項・九六条三項・五四五条一項ただし書の第三者にあたるか否かが、さらに問題となる。これらの諸制度における第三者については、契約の目的物ないし権利について新たに権利関係を築いた者がその典型として挙げられるが、契約上の債権の譲受人との間に差異を設けるのが妥当なのか、そうであるとすればそれはなぜなのかが明らかにされなければならない。

これについては、四六八条が九四条二項・九六条三項・五四五条一項ただし書の適用を排除し、四六八条二項が優先的に適用されるのか、それとも、九四条二項・九六条三項・五四五条一項ただし書が債権譲受人についても適用され、その限りにおいて四六八条二項の例外となるのか、すなわち、譲渡当事者と債務者の関係を規律する債権譲渡法理と第三者保護規定との関係をどのように理解すべきかが問われる。その問いに対して答えるためには、最終的には不動産・動産取引の安全と契約上の指名債権取引の安全との異同についてどう考えるべきかが問題となろうが、[4] 契約の拘束力と債権譲受人の地位および、民法九四条二項・九六条三項・五四五条一項ただし書の第三者の範囲をあらためて確定することが先決課題であろう。

本稿では、基本的法律関係の処分における差押債権者の地位に関する判例・学説を概観した後に、これと密接に関連する基本問題として上記のテーマを位置づけつつ、若干の試論を展開することとしたい。

Ⅱ. 基本的法律関係の処分

1. 差押債権者の地位と基本的法律関係の消滅

債権に対する差押えの効力発生後であっても、債務者・第三債務者間において原因関係である契約すなわち、

基本的法律関係を適法かつ正当に変更・消滅ないし処分することは妨げられず、以後はその限度で差押えの効力が失われる、というのが一般的理解である。(5)

このような理解は、賃料債権あるいは給料債権のような継続的給付を目的とする債権に対する差押えの後に賃貸借契約が解除され、雇用契約が退職・解雇により終了した場合を前提としている。前掲・最高裁平成二四年判決も、信義則を理由とする特段の事情を留保しつつ、賃料債権に対する差押えの効力発生後に賃貸借契約が目的物の賃借人への譲渡によって終了した場合、以後賃料債権は発生しないこととなるため、差押債権者はその後に支払期の到来する賃料債権を取り立てることはできない、と判示したものである。継続的給付を目的とする契約上の債権に対する差押えの効力が将来債権に及ぶことを認める一方、当該契約の終了・消滅によりかかる効力が失われるとなれば、差押債権者の地位は不安定なものとなる。しかしながら、契約の解除・解約による基本的法律関係の処分を制限することは、債務者および第三債務者の自由を奪うこととなりかねない。(6) そうでないと、①賃料債権が差し押さえられた場合、賃貸人の側からのみならず、賃借人も賃貸借契約を解除・解約申入れができず、または解除後も差押債権者のために賃料債務だけが存続する、②給料債権の差押えによって正当事由ある解雇または退職までが制限される、または雇用契約終了後も給料債務だけが発生する、という事態を招くからである。委任契約においても、報酬債権に対する差押えがあったからといって、中途で委任を継続させる必要性が失われても当事者はなお委任関係に拘束されるというのは、民法六五一条一項の趣旨に反しよう。

これに対して、売買代金債権のような一回的給付を目的とする債権につき差押えが行われた後における合意解除の効力が差押債権者に及ぶか否かについては、見解が分かれている。これについては、基本的法律関係である契約の解除が、既発生の被差押債権を差押え後に消滅させることを意味する点、消滅原因が債務者と第三債務者間の合意解除である点が問題となる。大審院時代の判例においては、仮差押債権者に対して合意解除の効力を対

抗することができないとするもの[7]、差押え後の合意解除は差押債権者に対して効力を有しないと解したもの[8]、といったような消極例が存在する一方、その後の裁判例には、仮差押債権者は実体法上物権または債権を取得した者ではないから、民法五四五条一項ただし書の第三者に含まれないことを理由として、第三債務者は合意解除による被差押債権の消滅を仮差押債権者に対抗し得ると判示した積極例が見受けられる[9]。学説には、売主の債務につき既履行・未履行の場合に分けて、前者の場合において買主の代金債務だけを合意解除によって消滅させることは放棄に準じるため、消極的に解すべきであるが、後者については、差押債権者は同時履行の抗弁をもって対抗されるため、消極的に解して当事者間の自由を制限すべき合理的理由がない、と説く見解がある[10]。

このような指摘は、基本的法律関係の消滅が差押回避を目的とする被差押債権の放棄と同視し得るなど、差押債権者を不当に害する行為と評価し得るときは、差押債権者に対する効力を否定すべき旨を示唆する[11]。なお、判例には、賃料債権に対する差押えの効力発生後に債務者（賃貸人）が将来の賃料債務を免除した事案において、かかる免除は差押債権者を害する限度において同人に対抗できないと解したものがある[12]。

2．賃料債権の事前処分と基本的法律関係の移転

（1）判例・学説の概観

基本的法律関係の移転については、一般論としては契約上の地位の譲渡がこれにあたるが、判例・学説上主として問題とされたのは、賃料債権の事前処分と賃貸不動産の譲渡の関係である。問題の所在は、賃貸不動産の譲渡は賃貸人の地位の移転をともなうが、これにつき将来賃料債権の移転という側面に着目すれば「被差押債権の処分」に引き寄せて扱うべきこととなる一方、賃貸不動産の譲渡をもって債務者（賃貸人）による賃貸借関係の処分・解放と捉えるなら、「基本的法律関係の処分」に類似する。そこで、「移転」型処分のこのような二重性を

どのように評価すべきかが問われる。このような問題提起は、被差押債権の処分と基本的法律関係の処分との峻別が必ずしも容易でないことを示している。

なおこの問題は、賃料債権の包括的処分の可否あるいは、賃貸不動産の所有者の地位と賃料債権の帰属との関係のあり方など、賃料債権に固有の検討課題を少なからず含むものであるが、本稿では紙幅の都合上、必要な限りで言及するにとどめさせていただきたい。

前掲・最高裁平成一〇年判決は、建物に関する賃料債権への差押えの効力発生後に賃貸不動産である建物が譲渡されたため、その後に発生した賃料債権の帰属をめぐって差押債権者と建物譲受人との優劣が争われた事案において、差押えの効力は建物譲受人が取得した将来賃料債権にも及び、建物譲渡は賃料債権の帰属の変更をともなう限りにおいて、被差押債権である将来賃料債権の処分禁止効に抵触するとして、建物譲受人は当該賃料債権の取得をもって差押債権者に対抗することができない、と判示した。

このような本判決の構成は、①債権譲渡に先立って差押命令送達がされた場合は、差押えが優先する[13]、②差押えの効力は「差押えの後に受けるべき給付に及ぶ」（民執一五一条）ため、将来賃料債権に及んでいる[14]、③賃貸不動産の譲渡にともない賃貸人の地位は当然に譲受人に承継され[15]、賃貸借の内容は賃料前払いを含めて同一性が維持される[16]、④賃料債権の譲渡をともなう賃貸不動産の譲渡は被差押債権の処分にあたる、という理解を前提とするものと思われる。そして、多数の学説が本判決のような見解につき肯定説に立つ[17]。これに対しては、次のような反対説も説かれている[18]。その論拠は次の通りである。①使用収益の対価である賃料債権は賃貸不動産の所有者の地位と密接不可分の関係にあり、所有者の下で発生すべき性質を有するため、未発生の将来賃料債権に差押えの効力が及ぶとしても、それは債権発生時において債務者が賃貸人・所有者のままであることを前提としており、賃貸不動産の譲渡によって所有権・賃貸人の地位を失った場合、その後に発生した賃料債権は譲受人が取得する

のであって、差押えは効力を失う。[19] ②賃料債権をともなわない賃貸人の地位を承継させることは賃貸不動産の譲受人の収益権能を奪うため、i. 差押えに関する公示の不備が取引安全を害する、ii. 賃貸不動産の適切な維持管理を妨げるおそれがある、iii. 賃料債権の過度な事前処分により、譲受人による賃貸不動産の処分までが事実上制限される、といった弊害を招く。③債権差押えは基本的法律関係の処分を妨げないことに照らせば、賃料債権に対する差押えは、賃貸不動産の処分およびこれにともなう将来賃料債権の処分を制限するものではなく、差押債権者の地位は不安定なものにすぎない。

このような見方に対し、肯定説は以下のように反論する。①不動産から独立して将来賃料債権の処分を認めることにより、不動産所有者に新たな金融の途が開かれる可能性が生じるから、不動産所有者が不利益を蒙るとは限らない。[20] ②差押えに関する公示の不備に起因する賃貸不動産の譲受人の不利益は、譲渡人に対する権利瑕疵を理由とする担保責任等に基づく責任追及によって手当てすべきである。[21] ③賃貸不動産の譲渡によって差押えの効力が失われるとなると、債務者による執行免脱を目的とする不動産処分が助長されるおそれがある。[22] ④賃貸不動産の譲受人は、譲渡に際して第三債務者（賃借人）に問い合わせることにより、賃料債権の帰属について調査確認することができるが、[23] 差押債権者は賃貸不動産の譲渡に関与することはできない。⑤基本的法律関係の処分といっても、目的物の譲渡などの「移転」型処分においては、基本的法律関係が維持存続するため、解除などの「消滅」型処分とは区別すべきである。[24]

（2）若干の分析

上記の議論を踏まえて確認すべき主要課題は次の点であろう。第一に、この問題は、差押えを賃料債権の事前処分の一類型として、賃料債権の譲渡とパラレルに位置づけることを前提として論じられている点である。[25]

そうすると第二に、将来賃料債権は賃貸不動産の譲受人が債権発生時に原始取得すると構成すべきか、それと

も、当該譲受人は先行する差押え・譲渡により制限された基本権または処分権限を承継取得するにすぎないのか、が理論的課題として挙げられよう。[26] 使用収益の対価である賃料債権の特色と所有権との密接不可分性を重視し、所有と収益の長期に亘る分離を問題視するなら、賃料債権の事前処分を制限する方向が志向される。[27] これに対して、将来債権譲渡の有効性[28]と安定化確保に重点を置けば、[29] 未発生の将来債権であっても対抗要件具備が可能であり、かつ譲渡時に確定的に権利移転の効果が発生すると解すべきこととなり、債権流動化の要請に立脚する賃料債権処分の自由を尊重してこの解釈を一貫させれば、その効力は後の賃貸不動産譲渡によっても妨げられない、と構成すべきことになろう。[30] もっとも、賃料債権処分については、詐害的な処分に対する個別規制および、一定の範囲を超える包括的処分を対象とする公示方法の整備などが提言されている。[31] 賃貸不動産または賃料債権いずれについても、その詐害的処分の危険性が指摘されているが、どちらも規制されるべきことにつき論を俟たないであろう。

第三に、基本的法律関係の「消滅」型処分と「移転」型処分は区別されるべきか。差押えの効力が基本的法律関係の処分によって失われるとされている趣旨は、差押えによって債務者・第三債務者は正当事由があっても契約関係から解放されず、とりわけ一方当事者（第三債務者）だけが履行に拘束される不都合を回避する点に求められる。[32] したがって、このような規律は「消滅」型処分を念頭に置くものであるといえる。

翻って「移転」型処分においては基本的法律関係が維持存続されるため、利益状況が異なる。すなわち、賃料債権につき差押えがされたからといって債務者（賃貸人）による賃貸不動産の譲渡自体が制限されるわけではなく、かつ対抗力を備えた賃借権であれば賃借人の使用収益が維持されるから、第三債務者（賃借人）の賃料債務を存続させても不都合はなく、あとは第三債務者（賃借人）において差押債権者と賃貸不動産の譲受人のいずれに対して賃料を支払えばよいかが問われるにすぎない。

要するに、「移転」型処分においては、被差押債権の処分におけると同じく差押えの効力を及ぼしても、基本的法律関係における債務者・第三債務者の自由が害されることはない。そして、問題の焦点はすぐれて差押債権者と賃貸不動産の譲受人との利益衡量に集約されることになるのである。加えて賃料債権の譲渡については、賃貸人自身による事前処分がどこまで許されるのかという問題がより先鋭化するが、債権譲受人と賃貸不動産の譲受人の利益衡量という点においては、概ね同様の分析があてはまろう。

3. 小括

右のような分析に照らせば、基本的法律関係の処分における差押債権者・債権譲受人の地位につき、「移転」型処分は目的債権それ自体の処分に準じ、固有の検討を要する特別な問題類型として位置づけるべきであるといえよう。そして、「消滅」型処分こそが基本的法律関係の処分に関する「本来型」であり、これについては問題状況が異なるため、別個に考察する必要が生じてくる。

そこで、あらためて検討課題の整理を試みてみよう。第一に、「移転」型処分においては、賃料債権の事前処分という観点から差押えと債権譲渡を統一化して検討することが可能であったが、「消滅」型処分では、債務者・第三債務者の自由に対する制約の可否という視点が重要となるため、債務者・第三債務者が関与することができない差押えの場合と、債務者の意思に基づく譲渡・担保設定の場合とでは、少なくとも債務者の利益に対して異なる分析を要しよう。

第二に、「移転」型処分[33]では主として差押債権者・債権譲受人と賃貸不動産の譲受人との利益衡量が問題とされたのに対して、「消滅」型処分においては、差押債権者・債権譲受人と債務者・第三債務者との利益の調和が問われるところとなり、このような視角からさらに検討を進めると、基本的法律関係の消滅原因（無効・取消

し・解除）に応じた類型的考察が必要となってこよう。

そして第三に、実体法的な観点から、基本的法律関係の消滅原因に関する第三者保護規定の適用の可否について明らかにしなければならないと思われる。本稿では、これらの検討課題につき、以下においてさらに展開することとしたい。

Ⅲ．基本的法律関係の「消滅」型処分における債権譲受人の地位

1．「消滅」型処分における関係当事者間の利益衡量

はじめに、基本的法律関係の「消滅」型処分につき、関係当事者間の利益衡量を通して検討すべき問題点の整理を試みる。(34)

（1）差押えと基本的法律関係の消滅

差押えによる強制執行は、債務者・第三債務者の関与なくして行われる債権者の権利行使であるため、これにより契約関係からの解放に関する債務者・第三債務者の自由を奪ってはならないという帰結になじみやすく、このような考慮が基本的法律関係の消滅による差押えの効力喪失を基礎づける。したがって、原則として基本的法律関係の消滅により差押えは効力を失うが、①消滅原因に応じて差押債権者を保護する第三者保護規定が存在する場合、②そのような特別規定の適用がない場合であっても、個別具体的にみて差押債権者を不当に害する詐害的処分と認められる場合（ex. 執行免脱目的の合意解除・解約）には、差押債権者に対する関係において基本的法律関係の「消滅」型処分の効力を制限すべきこととなろう。

（2）債権譲渡と基本的法律関係の消滅

次いで債権譲渡ないし担保設定については、譲渡人（債務者・設定者）の意思に基づく債権処分であるため、その後における基本的法律関係の「消滅」型処分につき、少なくとも譲渡人（債務者・設定者）の利益に対する評価が変わってこよう。すなわち、債権譲渡・担保設定の後に基本的法律関係を消滅させることが矛盾態様として許されない場合とりわけ、譲渡人（債務者・設定者）が債権譲受人に対して目的債権の維持義務を負っており、基本的法律関係の消滅がその義務違反にあたる場合が問題となる。

本来型の債権売買であれば、譲渡人は債務者の資力につき担保責任を負わないことから（民五六九条）、とくに目的債権の実現を保証した場合でない限り、その維持義務はなく、自由に基本的法律関係を解消してよいといえよう。もっとも、それが譲受人に対する関係における詐害的な処分（ex. 債権放棄に等しい詐害的な解約・合意解除）にあたると評価される場合は別途検討を要しよう。このような場合は、譲渡当事者間の事後的な責任追及にとどまらず、詐害的処分に対するサンクションとしてかかる処分自体を覆滅し、基本的法律関係を維持すべきであろう。

担保目的の譲渡（譲渡担保）または債権質設定の場合、譲渡人（債務者・設定者）は担保価値維持義務を負うと解される。代物弁済のような債務の決済目的の債権譲渡もこれに準じようか。そして、譲渡人（債務者・設定者）が基本的法律関係を消滅させることが義務違反にあたるときは、解除の効力を否定して基本的法律関係を維持すべきであろう。消滅事由がもっぱら譲渡人（債務者・設定者）の側にあり（ex. 譲渡人側の事由による解除・解約）、譲受人に対する関係において正当事由が認められない場合が該当しようか。[35] そしてこのような場合、基本的法律関係を存続させても通常は第三債務者の利益を害しないであろう。

なお、第三債務者との合意解除であっても、譲渡人（債務者・設定者）の側からの処分に類すると評価し得る場合は、上記の検討が妥当しよう。

（3）問題提起

最も問題となるのは、第三債務者の利益との調和である。第三債務者の側が基本的法律関係からの解放を望む場合（ex. 第三債務者側からの解除権行使、解約申入れ）であってもその消滅が許されないとなると、第三債務者は譲受人に対する関係において履行に拘束されることになるが、差押えと同じく、債権譲渡・担保設定は第三債務者の関与なくして行われ得ることにかんがみれば、基本的法律関係の「消滅」型処分の当否を譲渡人・設定者の態様評価のみによって決することはできない。この問題類型においては、最終的には譲受人の第三債務者に対する譲受債権の履行請求の可否が争点となるため、第三債務者の契約からの解放と譲受人の取引安全との衡量が不可欠であり、①第三債務者は基本的法律関係の消滅をもって譲受人に対して対抗することができるか、②譲受人の不利益はもっぱら譲渡人・設定者に対する責任追及の問題として解決すればよいか、③債権譲受人の地位についてどのように考えるべきか、という観点からの考察があらためて求められるところとなる。

そこで、以下ではこの問題についてさらに検討を進めていくことにする。

2．第三者保護規定における債権譲受人の地位

（1）債権譲渡における第三者保護規定

以下においては、前節までにおける「第三債務者」を「債務者」として表記する。原則として、債務者は、債権譲渡に関与し得る立場にないことにかんがみて、債権譲渡の通知到達時までに生じた抗弁事由をもって、譲受人に対抗することができ（民四六八条二項）、無効・取消原因のほか、解除事由発生の基礎が存在していれば、無効・取消し・解除による基本的法律関係の消滅をもって譲受人に対して対抗することができると解されている。[36]

例外的に譲受人が保護される場合として、債権譲渡に対する債務者の異議をとどめない承諾に基づく抗弁切断

が挙げられる（同条一項）。この場合における善意の譲受人保護に関する理論構成については争いがあるが、債務者自身の態様が目的債権の維持存続を前提とする行為と評価し得ることから正当化されよう。

問題はこのような異議をとどめない承諾がない場合である。無効・取消し・解除に関する第三者保護規定の適用の可否がさらに問われる。主要な検討対象としては、五四五条一項ただし書、民法九四条二項、そして九六条三項が挙げられる。これらの諸制度における第三者に債権譲受人も含めて、債権譲渡における取引安全についても適用すべきであろうか。このように解せば、四六八条一項によると同じく、同条二項の抗弁事由から排除される。

それとも、異議をとどめない承諾なき以上、債権譲渡に関与しない債務者保護のために、同人が目的債権について有する抗弁事由はすべて譲受人に対抗することができると解すべきであろうか。契約の拘束力の有無に関わる無効・取消し・解除につき、契約上の債権譲受人はこれに従属すべき地位にあると理解するなら、四六八条二項は債権譲渡における取引安全に関する特別規定であり、上記の第三者保護規定に優先する、という解釈を導く。換言すれば、債権譲受人は「第三者」にあたらない、ということになる。

この問いにつき筆者は、無効・取消し・解除事由の特色およびその対外的効力に関する個別規定の趣旨に応じて、債権譲受人の地位に関する類型的考察が必要であると考えている。

（2）民法五四五条一項ただし書の第三者と債権譲受人

⑴　判例・学説の整理

判例は、民法五四五条一項ただし書の第三者とは、双務契約上の一方の債権者が受けた給付目的物に関する権利を取得した者を指し、解除された契約上の債権自体を譲り受けた特定承継人は含まれない、という立場に立つ。債権譲渡において債権は同一性を維持しつつ移転し、譲受人は譲渡人の地位を承継するにすぎないため、双務契

約上の牽連性に由来する譲受債権の性質内容に基づく事由をもって、債務者は譲受人に対抗することができる、という理解に基づいている。[37]

通説も、債権譲受人は五四五条一項ただし書の第三者にあたらない、と解している。[38]

その根拠としては次のようなものが示されている。①双務契約において債務不履行に陥った債務者が、自己の債権を譲渡することによって解除を免れるのは妥当でない。②債権譲渡に関与しない債務者に不測の損失を与えるべきではない。③反対債務の不履行を理由とする解除は双務契約上の本来的属性であり、債権譲受人は譲受債権に内在するこのような性質を前提として権利取得したにすぎない。④五四五条一項ただし書の趣旨は、既履行の給付につき新たに権利を取得した第三者を解除に基づく原状回復から保護することにあり、解除によって消滅した契約上の債権自体の譲受人はこれにあたらない。[39]

これに対しては、債権譲渡における譲受人と債務者に対する関係についても、無効・取消し・解除に関する取引安全の要請が妥当するとして、五四五条一項ただし書の第三者に債権譲受人も含める少数説もある。[40]

(2) 検討

それでは、どのように考えるべきか。通説の理由づけとして挙げた上記の①～④について、少数説の論拠と対比させながら順次検討する。

まず①については、債務者と譲受人との利益衡量において、譲渡人の非難可能性それ自体は決め手とはならないように思われる。債務者・譲受人のいずれを保護するとしても、譲渡人は責任を免れないからである。したがって、譲受人を保護した上で債務者が譲渡人に対して責任追及すれば足りるという構成もあり得る中で、敢えて債権譲渡によって解除が封じられる債務者の不利益防止を優先すべき旨につき、さらに論証する必要があろう。

そこで、続いて②の根拠についてみるに、確かに、動産・不動産においては、債務者自らの意思に基づく相手

方への引渡し・移転登記のような「処分され得る状態」の作出が認められるが、債権についてはその成立の事実のみからこれに類する態様を債務者に見出すことは困難であろう。[41] 債務者としては予め譲渡禁止特約を設ける以外に方策はなく、このような債権譲渡自由と債務者保護との調和を図ることに四六八条の存在意義があるとすれば、異議なき承諾をしていない債務者を保護すべき理由があるといえよう。とはいうものの、他方において、譲受人の取引安全への配慮の要否という視角との整合性がなお求められよう。

この点につき、③は債権譲受人の地位に着目する根拠であり、反対債務の不履行に基づく解除による消滅は双務契約上の債権の本来的属性であって、債権譲受人はそのような性質を前提とする権利を承継取得するにすぎない、というものである。債務者により異議をとどめない承諾がされた場合であっても、双務契約上の債権につき反対債務が未履行状態にあることを前提として譲り受けた以上、譲受人はその後の解除を甘受すべき立場にあると解する判例・通説の理解[42]にも整合する。債権譲渡法理の観点からすれば大変説得的であるが、それは第三者保護規定が存在しない抗弁事由については当然に妥当するものの、解除による消滅が双務契約上の債権の属性であるとしても、その危険につき第三者の取引安全を優先させるのが五四五条一項ただし書の趣旨である、という理解も成り立ち得る。そこで、五四五条一項ただし書はどのような第三者を保護する制度なのか、債権譲受人はこれに含まれるのか、があらためて問われる。上記④は正にこうした問題関心に答える論拠として位置づけられるが、以下では、さらにその正当性について検討する。

五四五条一項ただし書の起草趣旨が「第三取得者の取引安全」にあり、第三者が取得した所有権その他の財産権に関する「原状回復・返還の制限」にある旨は、その起草過程からも明らかである。[43] すなわち、その趣旨は、契約の履行として既に相手方に給付された財産上の第三者による権利の「取得・帰属」につき、これを原状回復による追奪から保護する点に求められるのであって、取得した権利の履行・実現確保までは予定されておらず、

かつ、かかる権利の属性に由来する消滅から第三者を保護することを目的とするものでもない。これを債権譲渡にあてはめるなら、五四五条一項ただし書は、債権譲受人からの譲受債権の転得者が、債権譲渡契約の解除によって譲渡人からその債権の取得・帰属を奪われる不利益を防止する規定であって、債務者と譲受人間の利益衡量すなわち、債務者に対する譲受人の履行請求については別問題となる。債務者が基本的法律関係を解除した場合における譲受債権自体の消滅は、原状回復による追奪とは異なり、これについては四六八条によって規律されるところとなる。それゆえ、五四五条一項ただし書が規律する解除における取引安全は、双務契約上の債権それ自体の譲受人を原因関係である基本的法律関係の解除から保護することを含むものではなく、四六八条二項の適用を妨げないと解することができよう。

債権譲渡法理における債務者保護の必要性と譲受人の地位および、解除における第三者保護の趣旨との関係については、以上のように理解すべきである。

なお、譲受人を害する目的における合意解除については、信義則上譲受人に対して対抗することができない、と解すべきであろう。

（3）民法九四条二項の第三者と債権譲受人

無効原因が存する契約上の債権それ自体の譲受人は、無効による債権消滅にしたがうべきであるともいえるが、第三者保護規定を有する虚偽表示無効についてはどうか。

判例は当初、虚偽表示無効は債務者が譲受人に対して対抗し得る抗弁事由に含まれるとして四六八条二項優先説に立つもの[44]、四六八条二項を排除して九四条二項優先説に依拠するもの[45]とに分かれていたが、やがて九四条二項優先説に定着した[46]。

譲渡人の債務不履行を理由とする解除と異なり、債務者自身が仮装債権の作出に関与した場合、かかる債権の

譲受人は虚偽表示に基づいて新たに利害関係を築いた第三者として保護されるべきであり、その理は不動産における不実登記の作出ケースと異ならないといえよう。[47] かかる意味において、九四条二項の第三者に債権譲受人も含まれると解すべきであり、虚偽表示無効は四六八条二項の抗弁事由にあたらず、債務者と譲受人との利益衡量は九四条二項によって律すべきである。

（4）民法九六条三項の第三者と債権譲受人

学説には、詐欺取消しにおける九六条三項の存在を理由として、これが四六八条二項に優先する旨を説くものが見受けられる。[48] このような制度理解は、九六条三項の第三者に債権譲受人も含まれるという解釈を前提とする。

詐欺取消しにつき、前述の債務不履行解除と虚偽表示無効のどちらに引き寄せて解すべきかは、難問である。債務者保護の必要性という点では、虚偽表示と異なり、譲渡人による詐欺を理由とする救済は債務不履行解除の場合に類似する。[49] 翻って債権譲受人の地位についてみるに、詐欺のような取消事由の存在をもって譲受債権の本来的属性であるとまではいえず、その意味では、無効・取消しを反対債務の不履行に基づく双務契約の解除とただちに同視すべきではないであろう。そこで、債権譲渡法理の原則にしたがい四六八条二項の抗弁事由に含めるか、詐欺取消しに関する特則として九六条三項を位置づけるべきかが、あらためて問題となる。

九六条三項については、①制度の沿革によれば、詐欺における表意者保護の本質は詐欺者に対する法的サンクションとしての取消しであり、詐欺に関与していない第三者に対する効果は制限されること、[50] ②この理を象徴しているのが九六条二項であり、詐欺者が第三者である場合、相手方に対する関係においても取消しの主張が制限されること、③詐欺による債権の成立につき表意者に落ち度があることにかんがみれば、その債権を善意で譲り受けた者の取引安全を優先させてよいこと、の三点を基調とする制度理解から、少なくとも現行法上は詐欺につき善意の債権譲受人を第三者に含めて保護してよい、と考えられる。そうすると、表意者の保護は詐欺者・相手

方に対する責任追及によって図るべきことになる。

もっとも、このような制度理解を貫くと、契約締結の意思表示における瑕疵として扱われている詐欺の方が、有効に成立した契約の後発的な履行障害を理由とする債務不履行解除に比してかえって表意者保護に薄くなるという結果を招来するため、その当否が疑問視されよう。そうであるとしても、ここでは詐欺に関与していない第三者に対する関係が問題となっているため、最終的には債権譲受人の地位をどのように解すべきかにかかってこよう。この点につき、詐欺の対象が反対給付の内容自体ではなく、動機の形成に関するものであることを前提とすれば、債権譲受人において、双務契約上の債権が通常有すべき属性として詐欺取消しによる消滅までを織り込んで債権を譲り受けるべし、とまではいえないとすれば、取消事由に応じた九六条二項・三項の趣旨が尊重されてよいのでなかろうか。とくに取消し前において債務者が詐欺の事実を覚知するに至っていない場合は、譲受人が債権を譲り受けるに際して債務者に問い合わせても、詐欺の事実を知り得ないのが通常であろう。

とはいうものの、詐欺と債務不履行との均衡に配慮するなら、詐欺によって取得した債権の詐害的譲渡につき厳格に規制する一方、双務契約上の債権の譲受人については、反対債務の未履行を前提として譲り受けたか否かなどが考慮されてもよいようにも思われる。

Ⅳ．結びにかえて

本稿は、基本的法律関係の処分における差押債権者・債権譲受人の地位につき、いくつかの重要論点について論じてきたが、分析と展開の視点を整理すると、概ね以下のようになる。

まず、基本的法律関係の処分は、「移転」型処分と「消滅」型処分とに分けて論じるべきである。両者の区別

はときに困難であるが、基本的には、「移転」型処分においては譲渡人（債務者）と債務者（第三債務者）間の関係が維持されるため、主として譲受人（債権者）相互間の優劣が問題となるのに対して、「消滅」型処分においては、譲渡人（債務者）と債務者（第三債務者）の処分の自由と譲受人（債務者）の保護ないし取引安全との調和が問われる点において、問題状況を異にするからである。

そして、「消滅」型処分がこの問題に関する本来型として位置づけられるところ、これについては、譲渡人（債務者）の意思に基づかない強制執行である差押えと、その意思に基づく任意処分である譲渡・担保設定とに分けた上で、譲渡人（債務者）側からの処分と債務者（第三債務者）側からの処分とに大別して分析し、これに付随して譲渡人（債務者）と債務者（第三債務者）間の合意による処分を論じるのが適切と思われる。

最終的に問題となるのは、債務者と譲受人との利益衡量であろう。この問題については、債権譲渡法理と他の第三者保護規定との関係すなわち、四六八条と九四条二項・九六条三項・五四五条一項ただし書との調整が問われるところ、本稿においては、契約の拘束力の有無に関する事由と契約上の債権譲受人の地位につき、無効・取消し・解除原因の特色およびその対外的効力に関する規律のあり方に応じて考察すべし、という分析視角に基づいて検討を行った。指名債権譲渡取引の安全と債務者保護との調和をめぐる債権譲渡法理と第三者保護規定との関係（優劣・機能配分・統合）については、さらなる分析と展開を要するが、今後の課題としたい。

（1）　最三小判平成二四・九・四判時二一七一号四二頁、判タ一三八四号一二二頁、金判一四〇〇号一六頁。

（2）　最三小判平成一〇・三・二四民集五二巻二号三九九頁。

（3）　なお、四六八条一項については、民法（債権法）改正検討委員会において、抗弁切断効の根拠を債務者の抗弁放棄の意思表示に求める立場に基づいて、以下のような条文提案がされた（民法（債権法）改正検討委員会編『詳解債

権法改正の基本指針Ⅲ』（商事法務、二〇〇九年）三〇八頁）。

【3.1.4.08】（債権譲渡における債務者の抗弁）

〈1〉 債権が譲渡された場合においては、債務者は、譲受人が債務者に対する権利行使要件を備えた時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

〈2〉 債務者は、書面によらなければ、〈1〉の抗弁を放棄することができない。

そして、民法（債権法）に関する中間試案もこの立場を採用したが、要綱仮案においては、四六八条一項を削除する旨の提案がされるに至った。本稿では、さしあたり現行法を前提として論じることとする。

（4） 平井宜雄『債権総論〔第二版〕』（弘文堂、一九九四年）一二九頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第八版〕』（弘文堂、二〇一〇年）二一二頁、中田裕康『債権総論〔第三版〕』（岩波書店、二〇一三年）五三八頁、など。

（5） 兼子一『増補強制執行法』（酒井書店、一九六三年）二六七頁、宮脇幸彦『強制執行法（各論）』（有斐閣、一九七八年）一二二頁、中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂六版〕』（青林書院、二〇一〇年）六七二頁、三ケ月章＝中野貞一郎＝竹下守夫編『新版・民事訴訟法演習2』（有斐閣、一九八三年）二六七頁（上原敏夫）、鈴木忠一＝三ケ月章編『注解民事執行法(4)』（第一法規、一九八五年）四八四頁（稲葉威雄）、など。

（6） 小粥太郎「判批」ジュリ一四五三号・平成二四年度重判解八〇頁、山野目章夫「判批」金法一九七七号五三頁、など。

（7） 大判昭和六・四・一五裁判例五巻六八頁。

（8） 大判昭和一二・七・八判決全集四輯一三号二〇頁。

（9） 名古屋高判昭和二八・四・一三下民集四巻四号五〇九頁。

（10） 賀集唱「債権仮差押後、債務者と第三債務者との間で被差押債権を合意解除しうるか」判タ一九七号（一九六六年）一四七頁。

（11） 兼子・前掲書二〇一頁、三ケ月＝中野＝竹下・前掲書二六八頁（上原）、小粥・前掲「判批」八〇頁、など。

（12） 最一小判昭和四四・一一・六民集二三巻一一号二〇〇九頁。もっとも、本判決の事案においては、賃料債権が放棄された後も基本的法律関係（賃貸借関係）が存続したため、差押えの効力を維持して第三債務者（賃借人）に賃料

債務を負担させたとしても不都合はなく、基本的法律関係の処分というよりは被差押債権の不当処分にあたるケースであるといえる。

(13) 最一小判昭和四九・三・七民集二八巻二号一七四頁。

(14) 同条については、継続的に発生する債権に対する差押えについては、①債権発生ごとに個別に差押えを行う煩瑣で複雑な手続を回避して簡素化することが差押債権者の保護に適う、②被差押債権が特定され、その範囲につき認識可能性が確保されていれば債務者・第三債務者を害することはない、という手続的観点に加えて、差押えの効力発生時点についての特則と解すべきである、との理解が示されている（千葉恵美子「判批」民商一二〇巻四・五号八三〇頁）。

(15) 最二小判昭和三九・八・二八民集一八巻七号一三五四頁。

(16) 最二小判昭和三八・一・一八民集一七巻一号一二頁。

(17) 山本和彦「判批」判評四八二号三九頁、千葉・前掲「判批」八二二頁以下、内山衛次「判批」ジュリ一一五七号平成一〇年度重判解一三四頁、森田宏樹「判批」金法一五五六号六二頁、松岡久和「賃料債権と賃貸不動産の関係についての一考察―将来の賃料債権の処分によって所有権は「塩漬け」されるか―」西原道雄先生古稀記念『現代民事法学の理論』上巻（信山社、二〇〇一年）九〇頁以下、宮脇・前掲書一二二頁、中野・前掲書六七五頁、三ケ月＝中野＝竹下・前掲書二六七頁（上原）、鈴木＝三ケ月・前掲書四八四頁（稲葉）、など。

(18) 占部洋之「判批」法教二一六号一〇一頁、同「ドイツ法における抵当不動産賃料の事前処分㈠」阪学二三巻二号（一九九七年）一一〇頁以下、同・前掲「ドイツ法における抵当不動産賃料の事前処分㈢」阪学二五巻一号（一九九八年）一八七頁以下、上野恭男「判批」リマークス一八号一九九九（上）一三九頁、角紀代恵「賃料債権の事前処分と賃貸不動産の取得者」曹時五九巻七号（二〇〇七年）八頁以下、など。

(19) 賃料債権の譲渡につき、東京地判平成四・四・二二金法一三二〇号六五頁はこのような見解を示した。

(20) 千葉・前掲「判批」八二二頁。

(21) 田髙寛貴「判批」ジュリ一一四九号一二五頁、山本・前掲「判批」三九頁、森田・前掲「判批」六一頁、松岡・前掲九一頁。

(22) 千葉・前掲「判批」八二二頁、山本・前掲「判批」三八頁、孝橋宏・平成一〇年度最判解（上）二九九頁。
(23) 千葉・前掲「判批」八二六頁、山本・前掲「判批」三九頁。
(24) 千葉・前掲「判批」八二四頁、山本・前掲「判批」三八頁、森田・前掲「判批」六一頁。
(25) 中田裕康「将来の不動産賃料債権の把握」みんけん五四七号（二〇〇二年）三頁、角・前掲論文一頁以下、など。
(26) 秦光昭「判批」金法一五二五号五頁。
(27) 占部・前掲「判批」および論文、角・前掲論文参照。
(28) 最三小判平成一一・一・二九民集五三巻一号一五一頁、最一小判平成一三・一一・二二民集五五巻六号一〇五六頁。
(29) 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法　債権譲渡の研究第三巻』（弘文堂、二〇一〇年）二〇四頁、森田宏樹「事業の収益性に着目した資金調達モデルと動産・債権譲渡公示制度」金融法研究二一号（二〇〇五年）八六頁以下、同「譲渡の客体としての将来債権とは何か」金商一二六九号（二〇〇七年）一頁、など。
(30) 民法（債権法）改正検討委員会は、以下のような条文提案を行った（前掲『詳解債権法改正の基本指針Ⅲ』二七二頁）。

【3.1.4.02】（将来債権の譲渡）

〈1〉略

〈2〉将来債権が譲渡された場合には、その後、当該将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者に対しても、その譲渡の効力を対抗することができる。

そして、民法（債権法）改正に関する中間試案においても、次のような立法提案がされた。

(4) 将来債権の譲受人は、上記(1)第2文にかかわらず、譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。

(31) 片山直也『詐害行為の基礎理論』（慶應義塾大学出版会、二〇一一年）二九五頁以下（初出「フランスにおける不動産賃料の詐害的な処分に対する法規制の変遷および賃料債権の担保化の実務（一）（二・完）」法研七五巻七号一

頁、九号一頁（二〇〇二年）、中田・前掲論文一二頁、など。

(32) 山本・前掲「判批」三八頁、千葉・前掲「判批」八二四頁、松岡・前掲論文八五頁、角・前掲論文一〇頁、など。

(33) 「移転」型処分においては、譲渡人が倒産した場合における管財人との優劣も問題となるが、本稿では割愛した。

(34) このような問題提起につき、山本哲生「保険契約の合意解除」塩崎勤＝山下丈編『新・裁判実務大系19保険関係訴訟法』（青林書院、二〇〇五年）六七頁、道垣内弘人『担保物権法〔第三版〕』（有斐閣、二〇〇八年）一一二頁、小粥・前掲「判批」八〇頁参照。

(35) もっとも、受任者が報酬債権に担保設定した後で、同人の側の事由により委任契約を解除した場合、民法六五一条の趣旨に照らせば、委任においては各当事者に解除の自由が認められているため（民六五一条一項）、それが詐害的処分にあたらない限り、解除自体は制限されず、やむを得ない事由が認められれば、譲受人に対しても損害賠償責任を負わないというべきであろうか。また、借地借家における将来賃料債権に対する担保設定の場合、賃貸人の側の事由による更新拒絶または解約申入れによる終了には正当事由を要するため（借地借家六条、二八条）、譲受人に対する関係においても免責される場合が多いであろう。

(36) 林良平（安永正昭補訂）＝石田喜久夫＝高木多喜男『債権総論〔第三版〕』（青林書院、一九九六年）五〇三頁、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社、一九九二年）四四一頁、内田貴『民法Ⅲ〔第三版〕』（東京大学出版会、二〇〇五年）二三七頁、中田裕康・前掲書五三八頁、平野裕之『プラクティスシリーズ債権総論』（信山社、二〇〇五年）四八四頁、潮見佳男『債権総論Ⅱ〔第三版〕』（信山社、二〇〇五年）六二七頁、野澤正充『債権総論』（日本評論社、二〇〇九年）二一九頁。

(37) 大判明治四二・五・一四民録一五輯四九〇頁、大判大正七・九・二五民録二四輯一八一一頁。

(38) 我妻榮『民法講義V_1債権各論上巻』（岩波書店、一九五四年）一九八頁、奥田・前掲書四四二頁、林良平『債権各論』（青林書院、一九八六年）六一頁、谷口知平＝五十嵐清編『新版注釈民法⒀』（有斐閣、一九九六年）七二六頁〔山下末人〕、鈴木禄弥『債権法講義〔四訂版〕』（創文社、二〇〇一年）五一一頁、池田真朗『債権譲渡の研究〔増補二版〕』（弘文堂、二〇〇四年）四四一頁、平野・前掲書四八六頁、近江幸治『民法講義Ⅴ〔第三版〕』（成文堂、二〇〇六年）一〇三頁、円谷峻『債権総論〔第二版〕』（成文堂、二〇〇八年）三一〇頁、小野秀誠『債権総論』（信山社、

二〇一三年）三九五頁、など。

(39) 広中俊雄『不動産賃貸借法の研究』（創文社、一九九二年）三一四頁（初出「判批」判評八七四号（一九七八年））、など。

(40) 石田穣『契約法』（青林書院、一九八二年）九九頁、潮見・前掲書六三五頁。

(41) この点につき、池田清治「演習民法」法教三二七号（二〇〇七年）一五二頁、など。

(42) 最二小判昭和四二・一〇・二七民集二一巻八号二一六一頁。なお、林（安永）＝石田＝高木・前掲書五〇八頁、奥田・前掲書四四六頁、池田・前掲『債権譲渡の研究〔増補二版〕』四四一頁、淡路剛久『債権総論』（有斐閣、二〇〇二年）四六六頁も参照。

(43) 拙稿「解除の対第三者効力論㈠」法研七八巻一二号（二〇〇五年）四三頁以下。

(44) 大判明治三七・一・二八民録一〇輯五七頁、大判明治三八・六・六民録一一輯八一一頁、大判明治四四・四・一八民録一七輯二二五頁。

(45) 大判明治四〇・六・一民録一三輯六一九頁、大判明治四一・三・二七新聞四九二号八頁。

(46) 大判大正三・一一・二〇民録二〇輯九六三頁、大判大正四・七・一〇民集二一輯一一一一頁、大判大正一四・三・二六新聞二四〇七号一七頁、大判昭和三・一〇・四新聞二九一二号一四頁、大決昭和八・九・一八民集一二巻二四三七頁、大判昭和一三・一二・一七民集一七巻二六五一頁。

(47) 平野・前掲書四八五頁。

(48) 奥田・前掲書四四一頁、潮見・前掲書六三四頁。

(49) 平野・前掲書四八六頁。

(50) 拙稿「法律行為の取消における第三者保護の法律構成序説」法研六九巻一号（一九九六年）五一三頁以下。